

【引受物件の前提条件】

- 新耐震物件（建築確認の日付が1981年6月1日以降）のみです。
- 旧耐震時期（建築確認の日付が1981年5月31日以前）の物件は、耐震診断を実施済、かつ耐震改修工事を実施済であり、新耐震基準への適合が第三者機関で証明されたもののみを引き受け対象としています。
- 通常の対応エリアは、当事務所（渋谷区広尾）から片道（半径）25km以内で、この範囲の物件に限り、成功報酬型で引き受けます。片道25kmを超える場合は、別途 交通費の先払いが必要となります。

【必要書類】財形住宅融資 中古住宅適合証明書の発行業務の引受けに書類審査の適合が必要です。

- 建物登記事項証明書（延床40㎡以上） 土地登記事項証明書 台帳記載事項証明書または検査済証
- 管理規約（細則は不要） 長期修繕計画書（20年以上有効な計画） 物件情報チラシ又は間取り図
- 接道間口寸法のわかるもの（測量図、分譲時パンフレットなど）

上記の必要書類は、本発行依頼書と合わせて、**innovator@bldg-visa.com**まで提出してください。

依頼日	令和		年		月		日	依頼者の区分	<input type="checkbox"/> 買主 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 仲介会社
依頼者氏名								法人担当者	
依頼者住所	〒				都道府県			市区町村	
携帯番号								E-mail	

マンション名								部屋番号	
※ 建築確認の日付が1981年（昭和56年）5月31日以前の物件は、耐震診断を実施済、かつ耐震改修工事を実施済であり、新耐震基準への適合が第三者機関で証明された物件のみを引き受け対象としています。									

仲介会社	会社名						担当者氏名			
	会社所在地	〒				都道府県			市区町村	
	TEL								E-mail	

必須事項	<input type="checkbox"/> 延床40㎡以上280㎡以下									
進捗状況	<input type="checkbox"/> 契約予定 <input type="checkbox"/> 契約済 <input type="checkbox"/> ローン内定済						金消予定日		月	日
金融機関						店			担当者氏名	
	TEL					E-mail				

財形住宅融資 中古住宅適合証明書 発行費用

44,000円（税込）※旧耐震時期のマンションは66,000円（税込）です。

適合証明書発行希望日	令和		年		月		日	現場検査の完了後に、財形住宅融資 中古住宅適合証明書（金融機関用）と請求書をメール送付します。			
発行費用は7日以内にお振込みください。入金の確認後に原本一式をレターパックライトで郵送します。											
※ 振込手数料のご負担をお願いします。また、領収書の発行は行っておりません。											
振込みの控えをもって領収証とさせていただきます。事前にご了承を得た上での依頼となります。											

【中古住宅適合証明書の有効期限について】

証明書の有効期限は、現場検査日から3年間（マンションが築5年以内の場合は5年間）です。

【別途 交通費について】

当事務所から調査場所まで、片道25km超（グーグルマップの車ルート最短距離で測定）の場合は、その距離に応じて下記の交通費（税込）が別途 必要になります。交通費については前金とし、現場検査の結果、「財形住宅融資 中古住宅適合証明書」の発行が不可の場合でも返金できませんので予めご了承ください。

【別途交通費用】

当事務所から調査場所まで、片道25km超30km以内	<input type="checkbox"/> 3,300円
当事務所から調査場所まで、片道30km超35km以内	<input type="checkbox"/> 4,400円
当事務所から調査場所まで、片道35km超40km以内	<input type="checkbox"/> 5,500円

【取引条件について】下記の重要事項を確認し、事前に同意の上で依頼します。

- ① 依頼者・支払者は「売買契約が確定したら」、「ローンの本内定が下りたら」など停止条件は設けずに、「財形住宅融資 中古住宅適合証明書」の発行を前提として貴社に依頼します。
- ② 現場検査の結果が「適合」で「財形住宅融資 中古住宅適合証明書」の発行が可能な場合、依頼者・支払者の自己都合キャンセルは出来ないと承知して貴社に依頼します。
現場検査の結果が「適合」で「発行可能」の場合、貴社に費用の全額をお支払いします。
- ③ 依頼者・支払者の事前申告内容に基づき現場検査を行った結果、「現地の事実状況」が申告と異なり、依頼者・支払者の錯誤により発行不能となった場合は、発行費用の半金をペナルティとしてお支払いします。
- ④ 自己都合キャンセルおよび上記③の申告事実錯誤ペナルティの費用については、請求後3日以内に依頼者・支払者は貴社の指定口座へ振込みます。
また、振込手数料は依頼者・支払者が負担します。「振込みの控え」が「領収証」代わりとなり、貴社から別途に領収証が発行されない事を依頼者・支払者は了解します。
- ⑤ 是正工事などにより、再調査が必要となった場合、依頼者・支払者は、再調査費用22,000円（税込）を前金にて追加して貴社にお支払いします。再調査費用については、「財形住宅融資 中古住宅適合証明書」が発行不可であっても、貴社から依頼者・支払者に返金がないのは事前了解の上で依頼します。
- ⑥ 交通費については、前金を条件とし、「財形住宅融資 中古住宅適合証明書」が発行不可の場合でも、貴社に依頼者・支払者への返金義務が発生しない事は理解し承知します。
また、現場検査および工事の日程については、前金入金後に確定することを理解し、貴社からの請求後遅滞なく振込みます。もし、未払いの状態で、貴社に別案件の現場検査依頼があった場合は、その案件が優先されることを了解しました。

一般社団法人 建物査証 殿

本発行依頼書の第1面および第2面の重要事項の内容を確認し、了承しました。

令和		年		月		日
----	--	---	--	---	--	---

【依頼者・支払者】

住所：
_____氏名：

本依頼書は「個人情報の保護に関する法律」に基づく、当社既定の「プライバシーポリシー」により、個人情報データとして保管・監理します。従って、本件に係る調査・検査、報告書作成、及びこれらの業務に係る質疑、連絡等に限って使用いたします。